

地区計画の区域内における行為の変更届出書

年 月 日

(あて先) 一 宮 市 長

届出者 住所

氏名

電話 ()

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

地区計画の区域内における行為の変更届出書について

～届出の手続き～

1 届出期間

工事着手の30日前までとなっています。なお、建築確認申請を伴う場合には、確認申請前に届出の手続きを行ってください。

2 届出の場所

まちづくり部都市計画課 都市計画・広域事業グループ（本庁舎8階）に2部提出してください。

～届出が必要な行為と添付図書～

次の図面を添付してください。また、図面には、「地区整備計画」の「建築物等に関する事項」に定められた制限内に適合している状況を明記してください。

届出が必要な行為	添付図書
(1) 土地の区画形質の変更	案内図、公共施設配置図、設計図、同意書
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	案内図、配置図、緑化施設平面図、平面図、立面図、同意書
(3) 建築物等の用途の変更	案内図、配置図、緑化施設平面図、平面図、立面図、同意書
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	案内図、配置図、立面図、同意書
(5) 木竹の伐採	案内図、区域図、施行図、同意書

備考

- ＊ 「(2) 建築物の建築」は、確認申請を伴わない増築等も含みます。
- ＊ 「(3) 建築物等の用途の変更」は、「地区整備計画」で「建築物の用途の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- ＊ 「(4) 建築物等の形態又は意匠の変更」は、「地区整備計画」で「建築物等の形態又は意匠の制限」が定められている場合のみ届出が必要です。
- ＊ 「(5) 木竹の伐採」は、「地区整備計画」で「樹林地等の保全に関する事項」が定められている場合のみ届出が必要です。
- ＊ 緑化施設平面図は、「地区整備計画」で「建築物の緑化率の最低限度」が定められている場合のみ必要です。
- ＊ 土地利用の制限に適合しない一時的な行為等を行う場合、上表の添付図書の他に、その他市長が必要と認めた書類を添付していただくことがあります。
- ＊ 立面図は2面以上必要です。
- ＊ 各図面は、下表の縮尺以上で、図上にて容易に計測できる縮尺で提出してください。

図 面	縮 尺
案内図	1 / 2, 500
公共施設配置図、区域図	1 / 1, 000以上
配置図、緑化施設平面図	1 / 500以上
設計図、平面図、立面図、施行図	1 / 200以上

お問い合わせ先：まちづくり部 都市計画課 都市計画・広域事業G（本庁舎8階）

TEL:0586-28-8632(ダイヤルイン)

E-mail:tokei@city.ichinomiya.lg.jp